

総務委員会資料

豊橋市男女共同参画推進条例の改正の 考え方について

令和4年8月22日

市民協創部 市民協働推進課

目 次

1. 条例改正に至る考え方	p 3
2. 性の多様性を取り巻く状況	p 3
(1) 国や他の自治体の状況	p 3
(2) 本市の状況	p 4
3. 条例改正の考え方	p 5
(1) 条例改正の背景	p 5
(2) 条例改正のポイント	p 5
(3) 条例の名称(案)	p 5
(4) 主な改正の内容	p 6
4. 今後のスケジュール(予定)	p 7

1. 条例改正に至る考え方

- ・本市ではLGBT等性的少数者の理解促進や支援の取り組みとして、市民への啓発や相談事業、パートナーシップ宣誓制度等を実施している。
- ・性別を問わず、全ての人が「互いを尊重し合い、心豊かに暮らせるまち」の実現に向け、LGBT等性的少数者への継続的な支援が必要である。
- ・LGBT等性的少数者の支援には、社会的な理解促進に加え、権利を侵害する行為が行われないことが不可欠であるが、当該行為の禁止は市民に対して制限を課すものであり条例に明記する必要がある。
- ・今回の条例改正により、性の多様性について社会的な認知度の向上を図り、市民や事業者の理解を深めることにつながるものとする。

2. 性の多様性を取り巻く状況

(1) 国や他の自治体の状況

- ・国では平成27年12月に「第4次男女共同参画基本計画」において、性的指向や性同一性障害を理由として困難な状況に置かれている場合への対応として、啓発の促進や救済活動などの取り組みを進める旨が盛り込まれた。

【第4次男女共同参画基本計画（内閣府男女共同参画局）】

第8分野 貧困、高齢、障害等により困難を抱えた女性等が安心して暮らせる環境の整備
2 高齢者、障害者、外国人等が安心して暮らせる環境の整備
エ 性的指向や性同一性障害、女性であることで複合的に困難な状況に置かれている人々への対応
① 性的指向や性同一性障害を理由として困難な状況に置かれている場合や(略)
女性であることで更に複合的に困難な状況に置かれている場合等について、可能なものについては実態の把握に努め、人権教育・啓発活動の促進や、人権侵害の疑いのある事案を認知した場合の調査救済活動の取組を進める。

- ・雇用の分野においては、いわゆる「セクハラ防止指針」「パワハラ防止指針」が定められ、前者では職場におけるセクハラには同性に対するものも含まれ、また被害者の性的指向・性自認に関わらず本指針の対象となること、後者ではパワハラに該当するものとして、相手の性的指向・性自認に関する侮辱的な言動を行うことや労働者の性的指向・性自認について当該労働者の了解を得ずに、他の労働者へ暴露することを禁止することが明記された。
- ・地方自治体においては、平成27年11月に、一方又は双方が性的少数者である2人が、人生のパートナーであることを自治体に宣誓し、自治体はその宣誓書を受領したことを証明する、いわゆる「パートナーシップ制度」が東京都渋谷区と世田谷区から始まり、令和4年4月1日現在、200を超える自治体で導入されている。

(2) 本市の状況

- 本市では、国の動向を踏まえ、「豊橋市男女共同参画に関する市民意識調査」（公表：平成 29 年 3 月）において、LGBT 等性的少数者に関する認知度の調査を行ったところ、約半数の人が「知らなかった」と答えていることから、まずは理解を深めることが重要であると考え、平成 30 年 3 月策定の「豊橋市男女共同参画行動計画」とよはしハーモニープラン 2018-2022」の基本的な施策の 1 つとして「LGBT 等性的少数者に対する理解促進と支援」を明記。

【豊橋市男女共同参画行動計画 とよはしハーモニープラン 2018-2022】

基本目標4 生涯を通じた健康の保持と、安心できる生活環境の整備

重点目標(2) 様々な困難を抱える人々への支援

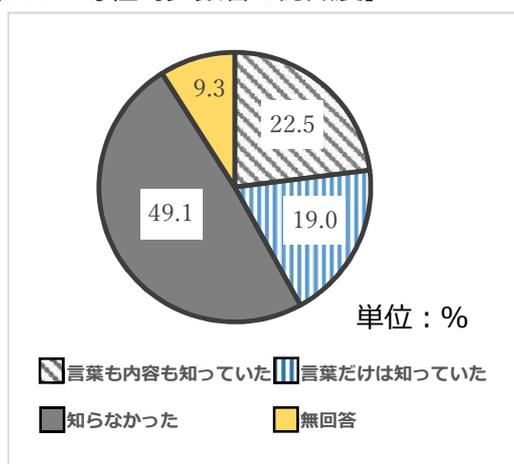
基本的な施策③ LGBT等性的少数者に対する理解促進と支援

LGBT 等性的少数者に対する理解促進や支援が社会全体に進みつつあります。

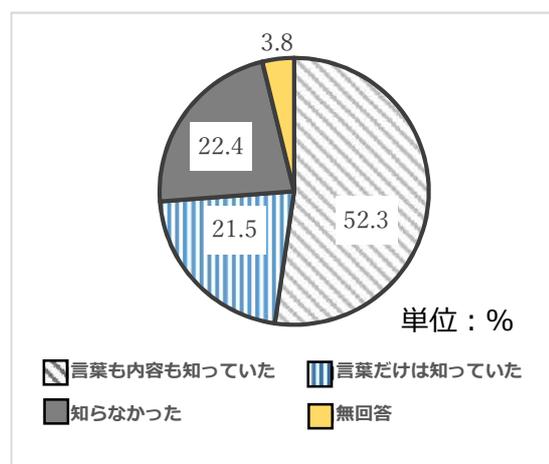
男女共同参画の視点に立ち、より理解が進むよう幅広い取組を推進していきます。

- 令和 3 年 3 月策定の「第 6 次豊橋市総合計画」において、「5 分野 6 男女共同参画の推進 取り組みの基本方針 2 性別による困難を抱える人への支援の充実」を明記。
- LGBT 等性的少数者に関する社会的関心の高まりや報道等の増加、本市による啓発等の取り組みにより、令和 3 年 8 月に実施した「豊橋市男女共同参画に関する市民意識調査」では、約 7 割の人が言葉を知っていると答えており、市民の認知度は着実に向上している。

【LGBT 等性的少数者の認知度】



(「豊橋市男女共同参画に関する市民意識調査」H29.3)



(「豊橋市男女共同参画に関する市民意識調査」R3.8)

- ・性の多様性に関する取り組みの一つとして、令和3年4月よりパートナーシップ制度を要綱で開始した。また令和4年5月27日に東三河5市で「パートナーシップ宣誓制度に係る自治体間連携に関する協定」を締結し、同年7月1日よりパートナーシップ宣誓者が東三河5市間での異動の際には、パートナーシップ宣誓の効果簡易な手続きにより継続できるようになった。

3. 条例改正の考え方

(1) 条例改正の背景

- ・現行の条例は、性別、ジェンダー平等、DVに関する内容で構成されており、性の多様性に関する規定はない。
- ・LGBT等性的少数者に関する理解促進や支援を検討するなかで、当事者から「同性愛に関する冗談がつらい」「カミングアウト後にネガティブな意見を受けた」などの声があった。また広報とよはし令和3年9月号の性の多様性に関する特集記事を読んだ市民から「趣味・性癖ではないか」との意見があった。
- ・国の「自殺総合対策大綱」では、性的マイノリティについて自殺念慮の割合等が高いこと、無理解や偏見等がその背景にある社会的要因の1つであるとされている。
- ・LGBT等性的少数者にとって、社会的な理解が十分に進んでいないなか、本人の「性的指向」や「性自認」を「誰に伝えるか」「伝えても安心か」は極めて重要な問題であり、本人の「性的指向」や「性自認」を公にすること（カミングアウト）やしないことの強要や本人の同意を得ない公表（アウトティング）は、禁止すべきものとして社会的に認識される必要がある。

{

「性的指向」…自己の恋愛や性愛の対象となる性別についての指向
「性自認」…自己の性別についての認識
}

(2) 条例改正のポイント

- ・LGBT等性的少数者も含め、性別を問わず全ての人が「互いを尊重し合い、心豊かに暮らせるまち」の実現のため、現行条例を改正し、「性的指向」や「性自認」などの性の多様性に関する「理解及び尊重」「差別禁止」等について新たに定めるものとする。

(3) 条例の名称（案）

- ・男女間の格差解消は今後も必要であることから、「男女共同参画」の文言は残す。
- ・「性の多様性の尊重」に関する規定を追加することを踏まえ、「男女共同参画」の推進に加え、「性の多様性を尊重する社会」の推進を追加した名称を検討。

案：豊橋市男女共同参画及び性の多様性を尊重する社会づくりを推進する条例

(4) 主な改正の内容

① 基本理念

- ・性別のほか、「性的指向」「性自認」にかかわらず、自己の意思により生き方の選択ができ、個性と能力を発揮する機会が確保され、人権が尊重されるものとする。
- ・「性別表現」により差別的な取扱いを受けることはないものとする。
- ・全ての人々が性の多様性を理解し、それを尊重し、他者からの干渉・侵害を受けないことを追加する。

② 性別に関する定義

- ・性別に関する定義について、性の多様性の概念として「性的指向」「性自認」を盛り込む。

③ セクシュアル・ハラスメント

- ・セクシュアル・ハラスメントの対象に、同性に対するものや相手方の「性的指向」「性自認」にかかわらず行われるものを追加する。

④ 事業主の役割

- ・事業主は、性別のほか、「性的指向」「性自認」にかかわらず、職場における活動に対等に参画する機会を確保する等の職場環境の整備に努めるものとする。
- ・事業主が協力するよう努める市の施策の対象に、性の多様性を尊重する社会づくりの推進に関する施策を追加する。
※市民・市民活動団体についても同様に規定する。

⑤ 権利侵害の禁止

- ・性の多様性に対する差別的取扱い、「性的指向」「性自認」の公表（カミングアウト）を強制または禁止及び他者による本人の意に反する公表（アウティング）を禁止する。
- ・禁止行為に「性暴力」を追加する。
※国が令和2年12月に策定した「第5次男女共同参画基本計画」に、女性に対する暴力は重大な人権侵害であることを明記し、性犯罪・性暴力に対する対策の推進が施策として位置付けられたことから、今回の改正に合わせ、規定を追加する。

4. 今後のスケジュール（予定）

時期 内容	令和4年度									令和5年度
	4月	5～6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1～3月	4月
当事者からのヒアリング	○									
市議会				○ 総務委員会				○ 定例会		
パブリックコメント						○				
男女共同参画審議会			○		○					
条例公布・施行								○ 公布		○ 施行